

さいたま市認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進するために設置するさいたま市認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、認知症の人にやさしい地域づくりが、保健医療・介護・福祉関係者、学識経験者その他認知症の人とその家族の日常生活及び社会生活を支える関係者（以下「関係者」という。）の連携のもと推進されるよう、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症初期集中支援チームの活動に関する事項
- (2) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進に関する事項
- (3) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に関する事項
- (4) 若年性認知症の施策の強化に関する事項
- (5) 認知症の人の介護者への支援に関する事項
- (6) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進に関する事項
- (7) 認知症の人やその家族の視点の重視に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人にやさしい地域づくりについて必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、関係者の中から市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会議を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(謝金の額)

第6条 委員が会議に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支

給する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

別表（第6条関係）

区分	支給額
会長	8,800円
会長以外の委員	8,200円